

# 相模ダンススポーツ連盟規約

## 第1条（名称）

本連盟は、相模ダンススポーツ連盟と称する。

2. 本連盟の英文名を「Sagami DanceSport Federation」とする。

## 第2条（事務局）

本連盟は、事務局を相模地域内におく。

## 第3条（目的）

本連盟は、神奈川県ダンススポーツ連盟（以下、県連盟という）規約に基づき、相模地域内（以下、本地域という）のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって本地域住民の心身の健全な発展ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

## 第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- （2）本地域におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- （3）JDSF公認または承認等の競技会の開催及び支援
- （4）県連盟が行う事業への協力
- （5）本地域体育協会への加盟及び関連事業の推進
- （6）本連盟所属のJDSF会員及び選手等の登録管理
- （7）会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- （8）その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第5条（加盟サークル及び加盟団体サークル）

本連盟の加盟サークルは、本地域で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークル及び本連盟理事会で承認されたサークルとする。

2. 加盟サークルの脱退、資格喪失などについては、本連盟理事会の承認を得なければならない。

## 第6条（会員）

本連盟の会員は、前条のJDSF認定サークル及び本連盟理事会で承認されたサークルに所属する個人とする。

2. 会員は原則として、本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。
3. 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する賛助会員をおくことができる。

## 第7条（入会金及び会費）

会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

## 第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- （1）退会

- (2) 死亡
- (3) 除名
- 2. 前項第3号の会員の除名は次の場合とし、本連盟理事会において決定後、JDSFに申請し、承認された場合に実施する。
  - (1) 本連盟またはJDSF・県連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき
  - (2) 本連盟の規約またはJDSF定款・県連盟規約その他違反行為があったとき
  - (3) その他社会的に不都合な行為があったとき
- 3. 第5条に定める加盟サークルを除名する場合は、本連盟総会の議決を得なければならない。

#### 第9条（役員）

本連盟は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 書記 2名
- (6) 理事 30名以内 各加盟サークルから1名
- (7) 監事 2名

#### 第10条（役員を選出）

会長、副会長及び理事は、総会で選出する。

- 2. 事務局長、会計、書記、監事は、理事の互選とする。
- 3. 本連盟の役員は、相模ダンススポーツ連盟会員でなければならない。

#### 第11条（役員の職務）

会長は本連盟を代表し、総会及び理事会を招集し業務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会が指名した順序でその職務を代行する。
- 3. 事務局長は、理事会の議決に基づき事務を処理する。
- 4. 会計は本連盟の会計業務を行う。
- 5. 書記は本連盟の議事録及び連絡書等の作成を行う。
- 6. 理事は理事会を組織して業務の執行を決議し実行する。

#### 第12条（監事の職務）

監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

- 2. 監事は、理事会等に出席することができる。

#### 第13条（役員任期）

本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2. 任期満了後も、後任の役員が選任されるまでの間は、役員は解任されない。
- 3. 役員は、再任されることができる。

#### 第14条（名誉役員）

本連盟に名誉役員として、顧問及び相談役をおくことができる。

- 2. 名誉役員は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

#### 第15条（総会）

本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

2. 総会は、会員の代表者(以下、構成員と称する)をもって構成し、毎年1回会長が招集する。  
ただし、理事会が必要と判断した場合は、臨時総会を開催することができる。
3. 構成員は、本連盟の加盟サークルからの代表者とし、その人数は別途定める。
4. 構成員の過半数以上の要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
5. 総会の議長は、構成員の互選による。
6. 総会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立するものとする。
7. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

#### 第16条(総会に付議すべき事項)

次の各号は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 規約の改定
- (2) 会長、副会長及び理事の選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他必要と認められた事項

#### 第17条(理事会)

本連盟は、執行機関として理事会をおく。

2. 理事会は、理事をもって構成し会長が招集する。

#### 第18条(議事録及び会計報告)

本連盟の総会及び理事会の議事録は、原則として書記が作成し保存し、県連盟より要請があった場合は適時提示するものとする。

2. 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を県連盟に報告するものとする。
3. 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を県連盟に報告するものとする。

#### 第19条(会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

#### 第20条(規約改定)

本規約の改定を行う場合は、総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。

#### 第21条(解散もしくは県連盟からの脱退)

本連盟の解散、又は県連盟からの脱退を行う場合は、総会にて出席者の3分の2以上の賛成を得るとともに、次の(1)又は(2)のいずれかの手続きを経るものとする。

- (1) 本連盟会員の4分の3以上の賛成
  - (2) 県連盟の承認
2. 本連盟が解散する場合、財産は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

#### 付則

この規約は平成24年4月1日より施行する。